

正会員・賛助会員入会申し込み

正会員、賛助会員として入会ご希望の方は、当法人の定めた会費規定、入会及び退会規定に基づく、入会申込書を事務局あてにお送りくださるようお願いいたします。入会申込書受領後、入会基準に照らして入会の可否をご確認させていただいた上で、会費の振込案内などのご連絡をいたします。

一般社団法人カーボンニュートラル推進協議会

会費規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本カーボンニュートラル推進協議会（以下「本会」という。）定款の規定に基づき、本会の会員（賛同会員を除く。以下同じ。）の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 本会の会費は年会費制とし、会員の種類及び区分に応じて、次のとおり定めるとし、それぞれ1口の会費の額に加入口数を乗じた額とする。

| 会員の種類 | 会員の区分 | 1口の会費の額（年額） |
|-------|-------|-------------|
| 特別会員 | 企業会員 | 1,200,000円 |
| | 団体会員 | 1,200,000円 |
| 正会員 | 企業会員 | 240,000円 |
| | 団体会員 | 240,000円 |
| 賛助会員 | 企業会員 | 120,000円 |
| | 団体会員 | 120,000円 |
| 入会金 | 各会員一律 | 10,000円 |

(会費の納入)

第3条 全事業年度内に定款に定める任意大会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で会員資格を有する者は、当該事業年度の会費を納入しなければならない。

2 会員は、毎事業年度、本会から会費の請求を受けたのち、本会が指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。

(会費口数の変更)

第4条 会員は、第2条の規定による会費口数を変更するときは、理事会において別に定める会費口数変更届を本会の代表理事に提出することにより、1口以上の任意の会費口数に変更することができる。

2 前項の会費口数の変更は、当該届日の属する事業年度のよく事業年度から適用するものとする。

(会員種別の変更があった場合の取扱い)

第5条 賛助会員が、入会及び退会規定（以下「入退会規定」という。）第8条第1項の規定により正会員へ会員種別の変更の届出を行い、事業年度の途中から種別変更となる場合は、当該会費の額から賛助会員として納入した会費の額を控除した額を、当該事業年度における正会員の会費として納入しなければならない。ただし、賛助会員として納入した会費の額の方が大きい場合は、その納入を免除する。

正会員が、入退会規程第8条第1項の規定により賛助会員への会員種別の変更の届出を行った場合は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から、種別変更後の会費を適用するものとする。

(会費の免除)

第6条 本会は定款の規定により、会員であって本会の事業に顕著に貢献している会社、会社以外の団体について、次の各号の一に該当するものとして、理事の3分の1以上から当該会員の会費の免除について提案があった場合は、理事会の決議によって会費を免除するものとする。

(1) 本会が行う事業において、「カーボンニュートラル」に関する講演、講習または著述、編さんなどを行い、その業績が著しい学識経験者

(2) 本会が行う事業において、「カーボンニュートラル」に関する技や知恵で多大な実務貢献を行い、その業績が著しい会社、会社以外の団体または個人

前項の会費免除は、理事会の決議があった事業年度のよく事業年度から適用するものとする。

(会費の免除の取消し)

第7条 本会は前条第1項の規定により会費を免除された会社、会社以外の団体について、本会が行う事業への貢献が顕著でなくなったと判断されるものとして、理事の3分の1以上から当該会員の会費の免除の取消しについて提案があった場合は、理事会の決議によって会費の免除を取り消すものとする。

前項の会費の免除の取消は、理事会の決議があった事業年度のよく事業年度から適用するものとする。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附則

この規定は、一般社団法人カーボンニュートラル推進協議会の設立の登記の日（令和3年8月30日）から施行する。